

第 8 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年6月21日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 8 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成24年6月21日(木曜日)

午前10時1分開議

午前11時38分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(15人)

委員長 重 村 栄  
副委員長 小早川 宗 弘  
委員 前 川 收  
委員 平 野 みどり  
委員 大 西 一 史  
委員 藤 川 隆 夫  
委員 荒 木 章 博  
委員 松 田 三 郎  
委員 溝 口 幸 治  
委員 田 代 国 広  
委員 松 岡 徹  
委員 湊 上 陽 一  
委員 上 田 泰 弘  
委員 前 田 憲 秀  
委員 九 谷 高 弘

欠席委員(1名)

委員 堤 泰 宏

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 駒 崎 照 雄  
総括審議員兼  
市町村局長 小 嶋 一 誠  
人事課長 古 閑 陽 一  
財政課長 浜 田 義 之

税務課長 渡 辺 克 淑

市町村行政課長 能 登 哲 也

市町村財政課長 山 口 洋 一

企画振興部

政策審議監 内 田 安 弘

企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也

環境生活部

環境政策課長 宮 尾 千加子

商工観光労働部

首席審議員兼

商工政策課長 出 田 貴 康

農林水産部

農林水産政策課長 国 枝 玄

土木部

監理課長 金 子 徳 政

都市計画課審議員兼

課長補佐 田 尻 雅 裕

教育委員会事務局

教育政策課長 田 中 信 行

事務局職員出席者

政務調査課主幹 板 橋 徳 明

議事課課長補佐 松 尾 伸 明

午前10時1分開議

○重村栄委員長 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、御報告いたします。本日は、堤委員は欠席でございます。

ただいまから、第8回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

クールビズでございますので、どうぞ上着をお取りの上で自由にしていただきたいと思います。

本日は、執行部を交えた本年度最初の委員会でございますので、一言御挨拶をさせていただきますと存じます。

改めまして、委員長の重村でございます。

皆様方には御承知のとおり、本委員会には地方分権改革に関する件と、道州制に関する件と、2つの調査事件が付託されております。

これらの事件につきましては、国と地方の関係ということで、これから非常に重要な問題になってくる、このように認識をいたしております。ただ、残念ながら動きが非常に、どうなるのか先行き見通しが見えない、どこに着地点があるのかもよくわからない、そういう状況の中でございますけれども、いずれにしてもしっかりと取り組んでいく必要があるのではないか、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、今後1年間、委員の先生方そして執行部の皆さん方にも御協力いただきまして、この場の議論が前に進んでいきますことを心からお願いを申し上げます。

小早川副委員長ともども、皆さん方の御協力によりまして、この委員会が円滑にそしてまた活発に進んでいきますことを心からお願いを申し上げまして、冒頭の御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部を代表して総務部長に御挨拶をお願いいたします。どうぞ、駒崎総務部長。

○駒崎総務部長 それでは、着座で失礼いたします。

委員会の開会に当たりまして、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

重村委員長、小早川副委員長を初め委員の皆様方におかれましては、これから1年間、

当委員会に付託されました地方分権改革及び道州制の各議題について御審議をいただくわけでございます。いずれも、本県にとっての重要課題と認識しております。執行部といたしましてもしっかりと取り組んでまいり存でございますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

付託案件の現在の状況につきましては、後ほど企画課長が御説明をいたしますので、私からはごく簡潔に申し上げます。

地方分権改革につきましては、昨年度、国の第1次、第2次一括法の成立を受け、条例の整備や県内市町村への事務引き継ぎに取り組んでおるところでございます。

こうした着実に進んでいる部分と、国の出先機関改革のように法の制定まで至っていない段階の部分とがございます。

また道州制につきましては、政府としての動きは特に見られません。その一方で、各政党による法案化の動きでありますとか、地方自治体の市長連合、首長連合による推進活動などの動きが見られております。

そうした中、議会の御指導・御支援をいただきながら、本県としても遺漏のないよう取り組んでいく必要があると考えております。

本日の委員会は、実質的に本年度初の委員会となりますので、これまでの経過や最近の動向などについて少し詳しく御説明させていただきますと思っております。

繰り返しになりますが、執行部としても新たな体制で精いっぱい取り組んでまいりますので、1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

引き続き執行部から、配付をされております名簿の順に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（駒崎総務部長、小嶋総務部総括審議員

兼市町村局長～田中教育政策課長の順  
に自己紹介)

○重村栄委員長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

本委員会に付託されている調査事件は、地方分権改革に関する件及び道州制に関する件でございます。

まず執行部からの説明と、後に一括して審議を行いたいと思います。説明に当たりましては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。どうぞ、坂本課長。

○坂本企画課長 企画課長の坂本です。

それでは、まず地方分権改革関係について御説明をいたします。資料、地方分権改革関係をめくっていただいて、2ページ目をお開きください。

2ページになります。ページの左側に、平成18年以降の第2次地方分権改革のこれまでの経緯を簡単にまとめております。

平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会は、平成21年11月までの間に4回にわたる勧告を行っております。

その後、地域主権戦略会議が設置され、12月には地方分権改革推進計画が閣議決定されました。

ページの右側は、地域主権改革の主な動きをまとめております。

22年6月には、地域主権戦略大綱、12月に出先機関の原則廃止に向けたアクションプランが閣議決定されました。

そして昨年は第1次一括法、国と地方の協議の場に関する法律、地方自治法の一部を改正する法律という、地域主権関連3法が4月に成立し、8月には第2次一括法も成立しています。ことし3月には、第3次一括法案が国会に提出されております。

3ページをお願いいたします。

平成22年6月に閣議決定された、地域主権戦略大綱の概要を掲載しております。

第1において、地域主権改革の全体像が示されております。

第2、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は、第1次、第2次、第3次の一括法として取り組みが進んでおります。

また第3、基礎自治体への権限移譲は、第2次一括法、第4、国の出先機関の原則廃止は九州広域行政機構、第5、ひも付き補助金の一括交付金化は、地域自主戦略交付金という形で取り組みが進んでおります。

次ページ以降、第2から第5を中心に御説明させていただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。

第1次一括法と第2次一括法について、現在の本県の対応状況をまとめております。

まず義務付け・枠付けの見直しについてですが、これは地方公共団体の事務の実施やその方法について、国が法令で縛っていたものを見直し、条例制定権を拡大することなどにより、地域の実情に合った最適な行政サービスの実現を目指すということとしているものです。

条例改正等の検討状況ですが、今年度内に改正等を行うものが15法律関係ございます。

1から15まで記載しているとおりでございます。

これらの条例の新設・改正については所管課で検討を進めており、9月議会以降に個別に提案させていただく予定にしております。

なお、さきの2月議会で条例改正を行ったものが、認定子ども園の認定基準に関する条例など、5法律関係でございます。

次に基礎自治体への権限移譲の対応状況についてですが、第2次一括法により、47法律関係の事務が基礎自治体への移譲対象とされました。移譲対象の多くは、すでに本年4月に移譲しておりますが、来年4月には母子健

康法に基づく事務などの移譲が予定されており、県の所管課と市町村の間で個別説明会の実施やマニュアルの作成・配付等を実施し、引き続き市町村に対する助言、支援に努めてまいります。その工程表が5ページになります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定の工程表になります。先ほど申しました第1次、第2次一括法に伴う15法律に関する条例案件を、9月以降に提案していく予定としております。

7ページをお願いいたします。

3月9日に国会に提出されました、第3次一括法案の概要でございます。

資料の中ほど、2、改正内容というところをごらんください。昨年11月の閣議決定を踏まえ、地方からの提言等に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等、職員等の資格・定数等、その他ということで、69法律の見直しが予定されております。

なお、本法案は、現時点でも審議が始まっておりません。

8ページをお願いいたします。

地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金についてでございます。一括交付金は、ひも付き補助金を廃止し、地方が自由に使える交付金にするという方針のもとに、23年度に創設されました。各府省の所管にとらわれず、地方が自主的に選択した事業に対して交付金が交付されるというものです。23年度は都道府県だけが対象でしたが、24年度から政令指定都市も導入されました。

具体的なスキームについては、中ほどのイメージ図のとおり、昨年度とほぼ同様でございます。

この交付金の対象事業は、資料の右枠に記載されているとおりで、23年度の9事業から今年度は18事業に拡大されました。

新設される主な事業としては、厚生労働省の社会福祉施設等施設整備費補助金の一部や、農林水産省の農山漁村活性化対策整備交付金の一部などが挙げられております。

9ページをお願いいたします。

本年度の一括交付金の配分状況でございます。

4月6日に内閣府から各都道府県に、交付限度額が通知されました。継続事業の事業量等による配分は、昨年度は全体の9割でしたが、今年度は全体の8割をめどということになり、客観指標による配分が昨年度の1割から、今年度は全体の2割程度をめどに配分されました。

客観指標の主なものは、道路延長、河川要改修延長、財政力に応じた配分などとなっております。今後、客観的指標の割合が高くなっていくとされております。

本県への配分状況ですが、24年度は前年度比106.1%の約124億円が配分されました。増減率では全国平均を下回っておりますが、今年度から熊本市が政令指定都市になり、熊本市には別途約62億円が配分されているところです。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております、九州広域行政機構関係について御説明をいたします。10ページをお開きください。申しわけありません、ここからは資料が縦になります。

本年度第1回目の説明ですので、国の出先機関改革及び九州広域行政機構に関する経緯を、多少古い時期から一覧表で説明させていただきます。

平成20年以降の経緯を、国の動き、全国知事会等の動き、そして、九州地方知事会及び県の動きの3列で整理をしております。

まず政権交代前の国の動きですが、平成20年12月当時の地方分権改革推進委員会が第2次勧告の中で、国の出先機関の見直しを勧告しております。

平成21年9月、新政権は国の出先機関の原則廃止を表明しました。平成22年4月の全国知事会議で、当時の会長である麻生福岡県知事から、国出先機関原則廃止後の受け皿について、各ブロック知事会で検討を行うよう指示があり、これを受けて5月に、九州地方知事会で受け皿組織の設立を検討することで合意いたしました。

6月には、政府が地域主権戦略大綱を閣議決定し、出先機関原則廃止の方向性を示しました。

九州では、10月の九州地方知事会議において、国出先機関の事務権限、人員、財源を丸ごと受ける受け皿として、九州広域行政機構の設立について合意しました。このときの九州地方知事会の声明文を12ページに添付しておりますので、12ページをお開きください。

読ませていただきますが、「現在の我が国の閉塞状況を打ち破るためには、地域活力の創造が不可欠である。政府は『地域主権』の確立を謳いながら、その実現に向けた取組は遅々として進んでいない。『国の出先機関の原則廃止』についても、関係省庁は相変わらず消極的な姿勢を崩さず、改革が進む様子は一向に見られない。九州地方知事会では、この状況を打破するため、国の出先機関の事務・権限・人員・財源等について、『丸ごと』受け入れる決意であり、これを自らの手で運営すべく、『九州広域行政機構』の設立を目指すことで合意した。」、ということでございます。

議会の代表質問等でも御指摘がありましたように、出発点は国の出先機関の原則廃止ということでございます。

改革が一向に進まない状況を打破するために、九州地方知事会としては丸ごと受け入れる決意を固めて、九州広域行政機構の設立を目指すこととしたものでございます。

10ページに戻っていただきまして、年表のほうを追っていきますが、平成22年12月に

は、政府はアクションプランを閣議決定しています。出先機関のブロック単位の移譲と、そのための広域的实施体制について法整備することが明記されました。

この後、九州地方知事会は23年2月に、広域行政機構法の骨子案を公表しました。政府の地域主権戦略会議のもとに置かれたアクションプラン推進委員会に、九州地方知事会長の広瀬大分県知事が出席して、この骨子案を説明しております。以後、このアクションプラン推進委員会には、広瀬会長が毎回出席して説明・協議を行っております。

この年の3月に東日本大震災が発生し、しばらく国の検討の動きが停滞する中、5月には関西広域連合と歩調を合わせて、まずは3機関について先行して国と協議することにいたしました。

その後、8月の首相交代等あり、国が予定していたスケジュールはおくれて方向性が見えない状況になっていたときに、10月7日、県議会から方向性を早急に示すことを求める意見書を提出していただきました。13ページに添付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

この下のほうの段になりますけれども、「このように」というところからですが、下から3段目になります。国の出先機関の原則廃止について、国の方向性が全く見えない状況になっており、地方は強い不安を感じている。よって、国におかれてはみずから決定した国の出先機関の原則廃止を、政治主導のもと進める考えであるのか否か、また、そのスケジュールに変わりはないのか否か、早急に明確にされるよう強く要望するというところでございました。

申しわけありません、もう1回10ページに戻っていただきたいと思っております。

こういった地方の動きを受けて、その後10月20日に野田総理が、関連法案を予定どおり平成24年の通常国会に提出することを表明し

ております。

11ページからが、ことしに入ってから動きになります。

2月から6月までに、毎月1回のペースでアクションプラン推進委員会が開催されております。これに対し全国知事会は、5月18日、法律案の今国会での成立を求める決議を行っております。これも、14ページに添付しております。ごらんいただきたいと思いません。

最後の3行のところになりますが、地方がみずからの判断と責任において、特定広域連合の運営に当たれるよう最大限の裁量が付与された法案を速やかに提出し、今国会で成立させることを強く求めとなっております。

この右の15ページですが、これは九州地方知事会が、6月の知事会議で取りまとめた緊急提言でございます。その後、6月8日の第9回アクションプラン推進委員会に提出したものです。

一番下の段落になりますが、移譲の例外は限定的とすること、持ち寄り事務を条件付けしないこと、財源は全額、国から措置されるべきであり、財源確保のための具体的仕組みを法令に規定すべきであることを主張し、それを踏まえた法案の国会提出と政令の検討を進めるよう、政府に求めたものでございます。

再度11ページにお戻りいただきまして、この間の全国の動きでございますが、3月には四国知事会が出先機関の受け皿としての広域連合設立の方針で、合意をしております。

6月には、中国地方知事会が、特定広域連合の設立に向けた準備を行うことで合意をしております。

九州地方知事会としては、2月に九州市長会との意見交換を行い、4月には九州地区町村会長会へ説明し、5月には九州各県議会議長会と意見交換しました。

本県では、2月に県町村会評議員会、県市

長会へ説明を行っております。

現在の状況と今後の予定ですが、6月8日の第9回アクションプラン推進委員会に、国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案が提出されました。この法律案が今後閣議決定され、法案提出、法律成立するかどうかというところまできております。

今後想定される国での手続を、一番下の欄に記載しておりますが、内閣府と関係省庁の調整、与党内の手続を経て法案閣議決定、その後、国会提出というようなことだというようにされております。

ここで改めて、九州地方知事会の考え方を簡単に御説明いたします。

16ページ、17ページに、九州地方知事会と九州各県議会議長会との意見交換会のときの知事会の説明資料を添付しております。16ページはこれまでの経緯ですので、説明は省略します。

17ページが、九州地方知事会の基本的考え方をまとめたものになります。

九州広域行政機構のねらいは、①政策判断への地域ニーズの迅速な反映、②政策の総合性の確保、③ガバナンスの確保ということです。

丸ごと移譲が実現すれば、組織を分断せずに出先機関の有機体としての機能を生かしたまま移譲が可能だと考えております。

そして平成22年12月28日の閣議決定のとおり、平成24年通常国会への法案提出を実現すべき、ただし留意点として、移譲の例外となる事務を執行する出先機関を残さないこと、持ち寄り事務を義務化しないこと、財源は国の責任で確実に措置し、具体的な仕組みを法令で規定することを挙げております。

最後のところで、丸ごとの具体案を示すことで、市町村の不安も解消されるという考え方を示しております。

市町村の不安ということについてでございますが、次の18ページに、全国、九州、県内

の市町村の動きについて整理をしています。

まず全国の動きですが、459市町村で構成する地方を守る会が、3月に総会決議を行っています。基礎自治体の意見を十分に反映した上で議論を行い、拙速に国の出先機関廃止論を進めないよう求める内容でございます。

全国市長会も6月に、同じく基礎自治体との十分な協議を行うことと、拙速に進めることのないよう求める決議を行いました。19ページに、その決議文を添付しております。

同様の内容で、九州地区町村会長会、県内では熊本の明日を考える町村長の会、県町村会から、意見、要望、決議があっております。

1枚めくっていただきまして、20ページから、6月8日の第9回アクションプラン推進委員会で内閣府が提示した法律案についての資料を添付しております。

右側の21ページから、主なところのみ御説明していきたいと思っております。21ページの下の方、3の(1)、制度を利用できる主体については、特定広域連合が制度を利用できる主体だとされております。特定広域連合とは、広域連合であって組織する都道府県の区域を合わせた区域が、移譲対象の出先機関の管轄区域を包括するものとされております。

次の、22ページをお開きください。

(2)移譲対象の機関ですが、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所とされております。

4、国及び特定広域連合等の責務のところですが、③でいわゆる事務の持ち寄りについて記載されております。移譲事務等に関連する事務等を実施するよう努めなければならないという、努力義務が規定されています。

5は、事務等移譲基本方針の策定ということで、政府はこの基本方針を閣議決定により定めるとされています。

23ページの6では、特定広域連合は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ市町村

からも意見を聞いた上で、事務等移譲計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとされています。

ずっと下のほうになりますが、④で、内閣総理大臣は、認定しようとするときは、あらかじめ移譲事務等について規定する法律を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならないとされています。

次の、24ページになります。

7のところ、事務等の移譲についてです。①で、法令の定めるところにより移譲されるということになっておりますが、法律案では3出先機関が関係する全ての法律名が、別表の1から3として添付されております。

移譲事務の内容、つまりどの事務を移譲するかは、別途政令で定めるとされています。

②では、移譲事務について必要ある場合には、国の関与を政令で定めることができるということが規定されています。

25ページになりますが、③で、特定広域連合等は毎年度、あらかじめ市町村からも意見を聞いた上で、特定広域連合の議会の議決を経て、移譲事務等の実施計画を作成し、所管する国の行政機関の長に協議して、同意を得なければならない、毎年度しなければならないとされています。

8、①で、理事会制の適用除外が記載されています。つまり、独任制ということが定められています。

下のほうにいきますと、⑥、⑦というところが、緊急時のオペレーションについて規定されたものです。

⑥で、災害時等非常事態の際には、国から特定広域連合へ職員派遣等の要請ができることとされています。

⑦では、緊急災害対策本部が設置されるような、⑥よりもさらにレベルの高い非常事態の場合は、国から特定広域連合へ職員の派遣等の必要な措置を講ずべきことを、次の26ページになりますが、指示することができる



されています。

26ページ9、事務等の移譲に伴う措置ということで、(1)で職員の引き継ぎについて、今の国の出先機関の職員がそのまま特定広域連合等の職員になることが定められています。

(2)では財政上の措置について定められておりますが、依然として事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとするという、抽象的な記載にとどまっています。

最後、11、その他では、移譲事務を当分の間、法定受託事務とみなすこととされています。

次に27ページですが、これも6月8日の第9回アクションプラン推進委員会の資料です。市町村の意見反映の仕組みの案が示されております。

移譲事務等の処理に関して、特定広域連合を構成する団体の長と、各県の市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の代表者が協議する場の設置について書かれています。これは、法律案に特に盛り込まれるものではありませんが、政府の定める基本方針で定めることが想定をされています。

次のページから、このような政府の法律案に対する九州地方知事会としての評価を掲載しております。

28ページ、29ページになります。

まず受け皿組織については、九州としては二代表制や合議体としての知事連合会議を主張していましたが、法案でも二代表制とされました。

長は独任制とされましたが、合議体としての特定広域連合委員会を導入できることとされました。

設置手続については、九州からは事務権限の移譲と機構設置の手続は並行して行えるようにすることを主張していましたが、そのとおりとなりました。

事務、権限、人員、財源の丸ごと移譲につ

いては、法案では移譲対象の3出先機関の事務を規定する法律が全て列挙しており、職員の引き継ぎや権利・義務の承継についても規定されています。

緊急時のオペレーションについては、九州としては国が指示を行うことができるよう、制度上担保することで対応可能としていたが、法案でも指示や要請の制度が定められています。

事務の区分については、九州からは柔軟かつ新たな発想で検討していくべきと主張していましたが、法案でも当分の間、法定受託事務とし、国の関与を政令で定めることができるなど、柔軟な内容となっております。

次のページになりますが、市町村の意見反映の仕組みも取り入れられています。法案では、国に移譲を求める際に内閣総理大臣に提出する事務等移譲計画の作成変更や、毎年度の移譲事務の実施計画の作成変更に、あらかじめ市町村の意見を聞かなければならないとされています。さらには、協議の場の設置についても検討されています。

ただし、引き続き検討すべき課題が残されていると考えており、3点を指摘しております。

1点目は、移譲の例外についてです。法案では、移譲対象となり得る事務を規定する法律をすべて列挙されているものの、詳細は政令に委任されているため、政令による移譲の例外は最小限とし、出先機関を存続させるべきではないと考えています。

2点目は、持ち寄り事務の内容は地方が自主的に決定すべきであり、努力義務であっても移譲の条件とすることは地域主権の理念に反すると考えています。

3点目は、財源措置について。法案では、必要な財政上の措置を講ずるものとしてされているのみであることから、財源は国の責任において確実に措置されるべきであり、財源の確保は地方が移譲を受ける前提である。

より具体的な内容を、政府として明らかにすべきと考えております。

九州地方知事会としては、このような主張を踏まえ、平成24年通常国会への法案提出を確実に実現し、法令等の検討を行うべきであると考えておるところです。

最後の30ページですが、どのくらいの事務が移譲されるのかをまとめた表です。

法律数は、1番左の列にあるように、これは法案に列記してある数なのですが、経済産業局64、地方整備局90、地方環境事務所37法律あります。

共管している法律もあるため、法律数の計は、重複を含んでおります。

事務数は、閣議決定案の別紙に記載された事務を、我々がカウントした概数です。そのうち、移譲対象とされた事務は、全体で見ると約3割となっています。それ以外の事務については、原則移譲の対象とする方向で引き続き検討を行い、平成24年中をめどに結論を得て、閣議で決定を行うとされています。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。32ページをお開きください。

前回の報告から動きのあったものを、ゴシック体で記載をしております。

3月27日、自由民主党が道州制基本法案骨子について、党の道州制推進本部で議論をされております。

また3月29日には、みんなの党が、道州制への移行のための改革基本法案を参議院に提出しております。

また4月20日には、道州制推進知事・指定都市市長連合の設立総会が開催されております。

5月27日には、道州制の州都をテーマとした、第1回くまもと未来会議を開催しました。

33ページをごらんください。

自由民主党の道州制基本法案骨子は、都道府県を10程度の道と州に再編し、外交、防衛などを除く国の事務を道州に移譲し、道州基礎自治体に税源を付与し、財政調整制度を整備するとしています。

みんなの党の改革基本法案も、外交、防衛などを除く国の事務を道と州に移譲し、道州の自主財源確保のため、新たな税制や財政制度をつくり、基本法施行後2年以内に具体化に向けた法整備、7年以内に道州制移行を開始としています。

次に、道州制推進知事・指定都市市長連合については、地方の側から国民的議論を喚起し、道州制導入に向けた道筋をつけることを目的として設立されました。

共同代表は、石井岡山県知事と橋下大阪市長が務め、メンバーは9県15政令指定都市の首長となっております。本県知事及び熊本市の幸山市長も参加されております。

今後、政府・政党への提案、要請活動、国民への広報宣伝活動、道州制の制度設計などを行うとしています。

34ページをお開きください。

くまもと未来会議についてです。この会議は公開で行われ、多数の県民の皆様に傍聴いただきました。

委員は、議長の知事を含めて全部で9名ですが、当日は5名の方に御出席いただきました。

会議では、熊本が防災拠点として、九州全体あるいは日本全体を支援する拠点となり得ることなど、大所高所からの御意見をいただきました。

今後、年度内をめどに構想を取りまとめる予定です。

道州制関係の説明は、以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で、執行部からの説明が終わりました。

ので、これより質疑に入ります。

地方分権改革関係及び道州制関係についての質疑を行います。質疑のある方は挙手の上、発言をお願いしたいと思います。

○大西一史委員 いろいろ説明をいただきまして、ありがとうございました。

まずは4ページの、第1次、第2次一括法への対応状況ということで、いろいろ御説明がありました。これから、この5ページのようなことによって、スケジュールによって、工程によって各市町村でも条例がそれぞれ制定をされていくというふうになると思います。こういう意味では、今回の第1次、2次一括法というのは、条例制定権が拡大されたという意味で、その地方の、いろんな意味で裁量を、独自のルールで、地方の裁量によってルールを決めることができるという意味では評価できるものだろうというふうに思うんですけども、ただ、これはこの改革によって、どれだけ本質的に地方の自由度が増したのかということに関して、きっちり検証すべきじゃないですかというお話を、昨年12月の総務常任委員会で私は申し上げております。実際、その中でも本当にいろいろ言いましたけれども、結局、条例委任をしても、もともとそんなに、年に何回かしか申請がないようなことを、例えば条例化したりだとか、単なるそういう事務の負担だけがふえるような移譲であってはならないと。

それから、あとまだら分権とか、単品移譲にならないように注意しなければいかぬよとか、裁量の余地のない事務が移譲されてないとか、その事務権限の移譲、あるいは条例制定権の拡大というのも、そういう視点が必要だというふうに思います。

ただ、実際のところ、国のほうでも今回のこの法改正の中で、条例にする場合の基準設定をしていますよね。これは標準というものと、それから参酌すべき基準、それから従う

べき基準ということでありまして、どうもいろいろと見ていると義務付け・枠付けの見直しの改革も含めて全体的に見ると、国の定めた基準に拘束される、この従うべき基準というのが非常に多くなっているのではないかなというふうに私自身は感じているんですが、この第1次、第2次一括法への対応の中で、今回の1つ1つのいろんな条例制定権の拡大の状況を見たときに、今どう評価しているのかということですね。本当に地方の自由度が増すような状況になっているのかということ、まず、どう評価しているのかというのを1点お聞かせください。

○古閑人事課長 どう評価しているかという御質問でございますが、まず義務付けにつきましては、これはいわゆる計画策定とか報告とか、許可を国に対して求めることがなくなりますので、これは地方自治体でいわゆる判断ができるようになる、いわゆる国との協議に要する時間、労力がなくなるというようなことで、結果的には県民の方への事務処理のサービスが早くなるというような効果があるかと思えます。

今、委員のほうから特にお尋ねがございました枠付けにつきましては、これはこれまで全国画一的な基準を定めて、国が統一的な基準の中で各自治体もやってきたものでございます。これが地方自治体の実情に応じた基準が定められるというような、今回の第1次、第2次一括法の改正ですけれども、これによりまして、かなり地方の裁量が広がるのは間違いないと思います。

ただ、委員が御指摘のように、いわゆる従うべき基準と標準とする基準、あと参酌すべき基準ということで、国も3つの基準を法令、政令の中で定めておられますので、こちら辺の具合によりましては、従うべき基準が多くなれば国の関与が引き続き残るといった部分もございまして、そういう部分を考慮しな

がら、各部のほうでも条例改正等を行っているというところがございます。

○大西一史委員 大体、割合的に全体の中で、標準とそれから従うべき基準と参酌すべき基準、これは大体どんな割合になっていますか。

○古閑人事課長 これが具体的には、なかなか数字では示されておりませんので把握はしておりませんが、ただ厚労省あたりの意見によりますと、いわゆる国のナショナルミニマムに関しては従うべき基準とし、それ以外につきましては、参酌すべき基準という形に整理をしているというような考え方は示されております。

○大西一史委員 ということは、余り細かく今のこの基準等々については、県として把握されてないということでもよろしいんですかね。

○古閑人事課長 なかなか具体的な数字としては示されておりませんし、ちょっと把握は今できておりません。

○大西一史委員 そういうものを本当に、要はどうしてこの分権改革、この1次一括法、2次一括法も含めた国の義務付け・枠付けの見直しということが、どのくらい地方の自由度が増したのか、あるいは裁量権が拡大することによって、そういう住民の福祉向上といえますか、そういったものにつながるのかどうかというのを、やっぱりしっかり評価していかないと、ただ単に、はいはい法律でそうになりましたから、はい条例、はいつくってくださいというだけで、もう終わってしまうんですよ。だから本当の意味での分権改革というのにつながらないですね。そういう意味では非常に面倒くさい作業かもしれないけれど

も、やっぱり個別の条例化をするようなもの、あるいは県から、これはもう今回の一括法以前からやっている県からの市町村へのその権限移譲ということに関しては、やっぱりちゃんとチェックリストをつくって、本当にそういうものに資するものになっているのかどうかというものを含めて、明らかにしていただきたいというふうに思うんですよね。そういう作業を、ちょっと大変だけれどもやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○古閑人事課長 今後、平成24年度中に条例改正を今予定していますのが、16の法律・政令に関してでございます。それにつきましては、先ほど申し上げました独自の基準を定める可能性がございますので、それにつきましては特に福祉関係も多うございますので、健康福祉部なり関係課と連携しまして、地域の自主性が発揮できるように、当然ながら関係機関並びに市町村と意見交換をしながら具体的な基準を定める方向で、今検討を進めているところでございます。

ただ、結果的に国と同じ基準になり得るということもございますけれども、その可能性を含めていろいろ検討をさせていただいているという状況でございます。

○大西一史委員 結果的に国と同じ基準になり得る可能性があるということを、今おっしゃいました。当然それはきちっと検証した結果の中で、そう合わせることがいいということがちゃんと評価されれば、説明されれば、それはそれで構わないと私は思います。何でもかんでも条例で、すべてが自由に細かく規定されなければいけないということではないと私は思っていますから、それはやっぱりこの機にちゃんと整理をしていただきたい。

ただ、一般的に県民から見て、この1次一括法とか2次一括法とかは非常にわかりにく

いんですよ。どこがどう変わったのか。例えば、道路構造基準の弾力化で、道路構造令とか標識令とかが条例にされた場合、そうしたらそれが、例えば条例でそういったことを規定することができるようになれば、その地域の実情に応じてやっぱりそういうことができるようになると、随分弾力的に運用できるようになって、分権に資することになったねというふうな評価ができるんだらうと思うんですね。だから、そういう幾つかの例を挙げてわかりやすく示していただくようお願いしたいということをお願いしておきます。以上です。これ以上、答弁は要りません。

○重村栄委員長 はい、わかりました。  
ほかにいらっしゃいませんか。

○前川収委員 簡単な質問を、幾つかいたします。

地域自主戦略交付金の配分状況というので9ページですけれども、去年が9割、ことしが8割が継続事業分、その他の部分が、いわゆる客観的指標による配分という話になっておりまして、それは前々から聞いておりましたから、流れとしてはだんだん継続事業は当然、これはやっつけていけば減るわけでしょうから、客観的指標分がふえてくるでしょう。客観的指標分がふえてくると、この客観的指標という部分と、今ある制度の中にございます地方交付税交付金、地方にとっては、一番裁量の大きな大事な財源です。それと、今の地域自主戦略交付金との違いというのはどこにあるのか、私には見えないというふうに思っておりましたけれども、それについての一定の整理があれば教えていただきたいということが1つです。

それからもう1つ、ちょっと飛びますが17ページ、九州地方知事会で九州広域行政機構の中で、一番下から2番目の四角の囲みの中に、持ち寄り事務については義務化するなど

というお話が知事会のほうから出されておりました。知事の今回の代表質問の答弁等々を見れば、知事が将来目指しているものは道州制だということが、みんなこれはわかっているわけですが、本来、持ち寄り事務がないなら道州制もないんですよ。道州制というのは、全部持ち寄り事務ですよ。というか、持ち寄りじゃなくてそれが1つになってしまうわけで、この段階で何で持ち寄り事務にこだわるのかなと。もともと広域行政機構というのは、持ち寄り事務をするための機関として地方ではすでに市町村が主体となって、今度、今は消防もそうですけれども、効率化を目指してやっているわけですね。それを、将来は道州制といいながら、とりあえずは受け皿として、分権の受け皿としてこの機構をつくるけれども、この際は持ち寄り事務は義務化するなどというこだわりがわざわざここに出てくる意味が、私はよくわかりません。そのくらいにしておきます。

○重村栄委員長 今の2点、どなたが答えますか。

○浜田財政課長 財政課でございます。

1点目について、お答えをいたします。

交付税とこの自主戦略交付金の新規分は、どのように違うのかという御質問でございます。この自主戦略交付金の客観部分については、今回2割というふうに拡大をされましたけれども、これは実際の配分の場面でございますと、主な対象事業としてここにメニュー化されている部分に充当するというところで、我々としては捉えております。

ただ、実態面を申し上げますと、去年の継続部分の充当率が76%で、ことしは69%でございました。ですから、実態的にはこの新規分は2割来ておりますけれども、実態の配分としては継続事業に回さざるを得ないという実態があることを申し添えておきます。

○坂本企画課長 持ち寄り事務についてですが、九州はこれまでも政策連合ということ、九州各県いろんな事務と一緒に取り組んでまいりました。そういう意味では、持ち寄り事務について何らかのこだわりがあるのかということについては、特段持ち寄り事務をしないとか、出たくないとか、そういうことでは決してありません。

ここで言っておりますのは、義務化されるということについて、それは地域主権に逆行しているのではないかと。例えば、移譲する事務に関連する事務を持ち寄りなさいというような、そういう努力規定が今入っていますので、それは地域主権に逆行しているのではないかと。我々が考えて、持ち寄りしたい事務を持ち寄りたい、そういうことで今主張しているところです。

○前川収委員 第1点の地域自主戦略交付金の話なんですけれども、いずれ分けても、継続分がきてないから、いわゆる客観的指標による配分は客観的に使われてない。来ていても、いわゆるそのほかに使えてないという現状については、僕が代表質問で言ったとおり、裁量はやるけれども予算は減らしていき、予算がなくなってくるということに使われるんじゃないかという懸念が、まさに現在においても当たっているということと言わざるを得ないというふうに思います。

私は裁量を求めることは、これはもう地方の宿命的部分だろうと思っていますから、わかっていますけれども、その部分にこだわり過ぎて、実態的な予算が、県民生活に直結するような予算が減らされることに目をつぶっていくようなことがあってはならないということについては、しっかりもう1回御指摘をさせていただきたいと思っております。

それから、持ち寄り事務の義務化という言葉が、いやだということですね。何かこう見

ると、義務化されるとできないのかなと思われるような表現もありますし、できないと言われるならば、それなら道州制の話はしないほうがいいのではということに、短絡的な話なんですけれども、つながっていくような気がして、道州制はまた別な話としてはわかるけれども、知事としてはステップだとおっしゃっているわけですから、ステップならそれは持ち寄り事務がないなら道州制なんてあり得ない話ですよ。道州制そのものが全ての事務が1つにまとまるわけですから、持ち寄りどころか全部1つになってしまうという状況でしょうから、その辺との違いじゃないということなんですけれども、誤解を受けないような表現をなさったほうがいいんじゃないかなというふうに指摘をしておきます。以上です。

○松田三郎委員 前川先生の1点目の交付金の関係で、財政課長にお尋ねします。

この限度額を23年、24年そして若干パーセンテージの御説明がありました。多分これも、こっちから詰めて要望はするわけでしょう。その要望額というのを23年、24年で、それで結局、限度額はどれくらい来たというのではないのですか。

○浜田財政課長 おっしゃるとおりでございます。示されたメニューに応じて継続事業がどれだけあるかというのは、あらかじめこちらから要望いたします。それに応じて、それをもとにして配分してくるというのが基本的なルールでございますが、先ほど申し上げた数字は、去年うちから要望した額に対しての充足率、これが去年は76%で、ことしが69%ということを説明させていただきました。以上です。

○松田三郎委員 これで幾らになるわけですか。計算すれば、わかるでしょう。

○浜田財政課長 ことしで申し上げますと、額としては熊本県の継続分については103億円でございます。去年が107億円です。

○松田三郎委員 要望額は。

○浜田財政課長 トータルで181億円を要望しております。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○松岡徹委員 この地域主権改革問題では、出先の原則廃止、九州のほうは丸ごと受け入れ、なかなか進まないというかな。それで特に30ページに、経済産業局、九州地方整備局、環境事務所の活動分けがなされているけれども、この3つの丸ごと受け入れという対象の中で、問題になっている中身ですよ。九地整の場合は、防災問題で論議を前期に大分したから簡単でいいんだけど、経済産業局とか環境事務所、こういうところでは一体どういう事業が問題になっておるのか。いわば九州はもらいたい、国はそれはいかがかというところですね。そこの中身の議論が余りされてないと思うので、そこを少し具体的にしたいと思いますので、お答えできればお願いいたします。

○坂本企画課長 この法律案を進めています内閣府地域主権戦略室と各省庁とがやりとりをされていると聞いています。

その中身については、例えば九州ではこんなものが欲しいとかいうことではなくて、九州はもう丸ごと移譲のことを言っております。これが出せない、あれが出せるとかいうような議論というのは、国の中で、法律作成の中でされていると聞いています。

特に聞き及んでいますのは、環境事務所では国立公園の管理というものについては国で

なければならない、国の出先でなければ実施できないというようなことを言われておりますが、ただ、そのやり方として環境事務所としては、例えば国と地方とが一緒にやるとかいう方法、国に残した部分を地方と一緒にやるとかいう方法とか、いろんなことを考えられているというような情報は聞いております。

経産局については、済みません、聞いておりません。

○松岡徹委員 僕は丸ごとという問題で、それが丸ごとにならないからいかぬとか、国のほうがさまざまな抵抗や妨害をしているとかいうものなのかどうかというのをはっきりする上で、中身が大事だと思う。

防災については、前期でかなり議論したけれども、そのときもちょっと言いましたけれども、これは、この防災のシステムなんだけれども、内閣総理大臣があつて、気象庁があつて、そして防災関係省庁があつて地方公共団体となるわけですね。だから地震とか台風とか集中豪雨とか、そういったものは気象庁で観測予測をして、そして国土交通省を初めとした防災関係省庁、そして地方公共団体となるわけですね。そこら辺のところを、やはりこれは体系としてそこを崩せば、大災害に対応できないという問題があると思いますので、これはちょっと一言つけ加えておきますけれども、環境事務所関係では、私は環境事務所と九州経済産業局も行って来たんだけど、結局は国立公園というのはどういうふうになっているかというのと、地域の振興とか観光とかそういうものとはレベルが違う。それはそれであるんだけど、国立公園は我が国を代表するすぐれた自然であり、国民全体の負託を受けて国が保護すべき公園、こういう位置づけになっておるわけですね。世界的に見ても、州制が強いカナダとかアメリカなんかでも、やっぱり国立公園は連邦の管

理、こういうふうになっているんですね。それから生物多様性の保全については、やっぱり国際的な取り組みになっているわけですね。

ですから、そういう点では、国立公園については環境省が言うのが筋が通っておるといふか、これを地方にやれば、日本国の国立公園としてのブランドは落ちてしまって、対外的にも価値の低いものになって、観光戦略にも影響するというようなことになりはしないかなと。

それから、今大きな問題になっている地球温暖化対策ですね。これなんかは、やっぱり国家的な戦略、もっと言えば地球的な戦略として国際会議もやられているし、そういう性質のものなんですよ。これなんかも、やっぱり、むしろやれというほうに無理がありはせぬかなと僕は思う。

それからバーゼル条約というのがあるって、バーゼル条約というのはどういうものかというのと、いわば有害廃棄物を国外に移す場合なんかは、バーゼル条約に基づいて手続をしなければならぬ。こういうのを地方で処理できるわけじゃないわけで、そういうような点があると思います。

経済産業局に行って各課いろいろ回って聞いたりあれしたんだけど、一番問題はエネルギー問題ですね。エネルギーの安定供給とか安全保障というのは、言うならば国の危機管理に属するようなものです。原発は今、安全保安院とか今度は規制委員会とかがあっても、それらを含めてエネルギー計画については、やっぱり国家としての戦略方針のもとでやるべきものなんですよ。

それから、もう1つ僕は「ああ、なるほどな」と思ったのは、鉱業権というのがあるって、レアメタルとか、こういうのは大体地下のそういうものというの、やっぱり国が埋蔵物ですね、極端に言えばダイヤモンドが、あるいは個人がどうのこうの細工するという

ものではないわけけれども。今、特に問題になっている排他的経済水域ですね、そこでのいわばガスがどうの、さまざまな資源がどうとかということで国際問題にもなっているわけですね。この鉱業権の管理は、やっぱり国でやらなければならぬとか、そういうようなことなんかを見ると、数で分けるのもいいんだけど、本当にその出先機関の移譲、丸ごと受け入れという論理でぶつかり合うだけではこの問題は解決できない。むしろ私に言わせれば、そもそもその出先機関の廃止ということ自体に、道州制とか構造改革という大きな流れの中でそういったものが、前の政権のころから、名前は変わっても進められているわけけれども、やっぱり本質的な問題を抱えていると思うんですよ。

ですから、経過の説明もいいんだけど、実際そこで、ならないと言っているものが本当に妨害というそういうけしからんものなのか、国家・国民のために考えた場合に必要なものなのかということの議論をすべきじゃないかと思うし、むしろそのためには執行部のほうから、もう少し説明などを委員会にしていればというふうには思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○坂本企画課長 今後、例えば、もし法律が通った場合だとか、そういうときは、例えば特定広域連合をつくるかつからないかというのは議会の判断ということになってまいります。そのときのために、我々は持てる情報を全てこの場にお出しをして、県として適正な判断ができるというようなことのために、いろいろ情報を全て共有しようというつもりで出しているところです。

そういう中で、今御指摘のあったようなことの検討というのは、実は国の出先機関が、どんな業務をどの法律でやっているのかという情報すら、我々は持っていないというところがありまして、そういうのは、実は九州の



中で、九州知事会の下部組織の中でワーキングをつくって勉強していこうということになっております。まだ勉強の過程でございますので、この場で御報告できるところはありません。

○松岡徹委員 それは僕は、たかが一介の一番数の少ない会派の野党議員なんだけれども、直接行って、かなり話してくれるんですよ。例えば、国立公園の場合はレンジャーとって、自然保護委員というかな、専門家が200何人いて、そして大体3年で担当をかえて全国を回って、その人たちがやっぱり自然環境保護なんかの国際会議に日本政府を代表して現場へ行くらしいですよ。やっぱり、そういうようなことなんかも、かなり話してくれますね。経済産業局でも、やっぱりエネルギーの問題とか鉱業権の問題とか、言わなかったけれども特許権のこととか、やっぱりさまざまな問題があるんですね。ですから、そういうのは、それを審議するのがこの委員会だから、やっぱりできるだけ詳しく、何でも1つの固まった論理で考えるんじゃなくて、実際中身をやっぱりそのままずばり報告をして、みんなで考えていくということが必要だと。

もう1つ、持ち寄り事務の問題ですけれども、前川委員からもありましたけれども、持ち寄り事務は、逆に言えば持ち寄り事務をやらないと、これこそ二重行政になるんですね。いわば、広域行政機構のほうでもやって県やなんかでもやるということになるから。もっと言えば、国、広域行政機構、県、市町村という四重の例になってしまうわけですよ。ですから、これはいわゆる反発じゃなくて丁寧に、僕はこの方向自体にもともと賛成してないけれども、理屈で言えば委員も言われたように持ち寄り事務というのは、そういう性質のものだということですね。（「ちょっと関連でいいですか」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 いいですか、松岡先生。では前川委員どうぞ。

○前川収委員 連携じゃないけれども、関連です。

ずっと私もこの委員会で議論してくる中で、国がやるから全部もらいますと、最初は言っていた。国がなかなか先に進まないから早くくれと、今度は県が言い出しているように、ずっと見えているんですね。そうじゃないでしょうと。この業務というのは、もともと国がやる、権限移譲すると言うから、では受け皿はつくりましますよという話をしているのに、今は全部、今度はこっちからくれ、こっちからくれというように言っているようにしか見えないということが、この間の代表質問の大きな趣旨の1つだったんですね。そこは、やっぱりしっかり慎重にやってもらわなきゃならないということと、例えば、「くれ、くれ」じゃなくて、これとこれは県でやるべきだと。国が判断すべき部分も、もちろんありますよ。国がナショナルミニマムとして地方にやってはならないという部分は、本来、国がまず議論すべきだけれども、そっちが進まないのであれば、県でこれはもらうわけにはいかぬ、こういう事務をもらっちゃいかぬというようなことぐらいは、今ある3つの省庁の中の移管されようとしている事務の中で、そういうものがもしかすると紛れ込んでいるかもしれないわけですから、それは県としては、これはやれるけれどもいただきませぬと。やれるかやれないかじゃないんでしょう。地方でやれるものは全部地方がやるということじゃなくて、地方がやれるけれども、やってはいけないこともあるわけですね。それがやっぱり国家としての統治国家、この国の成り立ちを考えればと、私は代表質問の中であえて言ったんです。それは、この国は、もともと国が集まってアメリカ合衆国

になった国とは違う。統治国家として昔からあるわけですから。面積の問題もあるし、そんな広大な面積があるわけじゃないんだから、わざわざ民族を分断して行って、変えていく必要がないところもあるんでしょうと、そういうのを県としても、それは通る通らぬは別ですよ、県としてもきちんとやっぱり考え方をつくっていくべきでしょうということを提案したいと思います。連携じゃないけれども、そういう話ができれば多分、松岡さんへのお答えにもなるんだろうなというふうに思っています。

○大西一史委員 私も実は、この話は一般質問でもさせていただいて、それぞれの先生方の御意見ももっともだなと思ってですね。やっぱり、そもそものこの改革の目的というのが本当にわからなくなっている。ここの法律が、21ページの法律案にもあるとおり、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とするという法律なわけですね。そういう意味では、こういう国のこの出先改革が住民の福祉にどう向上するのか。今、ただ権限と財源の奪い合いの話しかないんですよ、これ、はっきり言って。金をよこさないんだったら、もう権限は要らぬ、ある意味では。いや国でやってくれるんだったら、そっちのほうが安心だと言う市町村、だって全町村が反対しているんでしょう。熊本県だってそう。全町村が反対しているんですね。だから結局、本当に改革の意義というのが要ははっきり定まらないような改革を、本当にこのまま熊本県として進めていっても大丈夫なのか、そういう意味も込めて私は一般質問で質問した。何でもかんでも移譲すれば、あるいはその出先機関を廃止すれば、それでパラダイスになるとは私は思っていない。ただ、地方分権、できるだけ自分たちの身近なところでコントロールをしよう、民主的なコントロ

ールをしていくことによって、やっぱりよい行政ができるということは大前提なわけだから、そういう意味では、ある意味ではこれは私は大きな方向性としては進めるべきだというふうに思っていますが、ただ、中途半端なこの法律案を出してまで進めるような、しかも国会がこんなに混乱している中で、これを進めるということがどうなのよという意味では問題だろうというふうに私は思います。だから、その点に対しての今の状況に対して率直に正直ベースに言えば、この法律案が通ってしまったら、中途半端な法律案が通ってしまったら、執行部困りませんか、どうですかということを、まず1つお尋ねします。

それともう1つは、この26ページにありますけれども、財政上の措置を講ずるものということで非常に中途半端な書き方をしてある。であれば、ここはやっぱりはっきり言って財源をきちっともらわなきゃ、事務なんて執行できないわけですよ。ここについて、例えば、だったらこの法律案では問題があるから、こういう書き方をしてくださいというふうに、やっぱり提言をしていくぐらいのことができなければ、本当の意味でのその地方分権改革なんていうのは実現しないというふうに私は思うんですね。そういう意味では、自分たちで法案をつくるぐらいの気概を持っているのかどうか。そこをやっぱり九州地方知事会あたりでも、私は熊本県から、例えばこの財政上の措置の条文が弱いから、この部分については、例えば従前どおりの財源措置をするということを原則とするとか、どういう条文を入れるかはわかりませんが、例えばそういう項目を入れるとか提言をして、やっぱり今国会中に、まあ会期が延長されるようですから、そうなれば出される可能性もあるわけですよ。そういったことは、逆に言えば出されようが出されまいが、可決するかしないかわからないけれども、だけれども言うべきことをちゃんと、具体的に言うこと

いうことが必要だと思うんですが、その点いかがか、この2点をお尋ねします。

○重村栄委員長 大西委員からの2点、それからその前の前川委員の御意見にあわせて答えが何かあれば、答弁をお願いします。

○坂本企画課長 そもそも国がやるべき事務があるということは、当初から言っておりました。国がやるべき事務を除いて、それ以外のところで丸ごとで、組織を分断しないことが効率的な運営ができるんだということを言ってきました。それが1つ。

それと、法案をつくるぐらいの気概でということで、早い段階で法案骨子ということで、我々九州地方知事会から示しました。平成23年2月には広域行政機構法の骨子というのを出しました。それで、国が動き始めたのがあるんですが、そういうことをすることによって逆に、国が始めたこの議論に九州が要望したかのような形になっていったという経緯があって、我々が、これをくれ、そのためにはこうしたほうがいいのかということが逆に、いかにも地方がもらいたがっているというイメージになってきているという部分があり、当初その骨格の段階で既に、予算については、その予算の積み上げ方、要求の仕方、対総理大臣とのやりとりの仕方、不服の出し方、そういうところまでイメージをして出していた。そういうのを今一切排除をされて、必要なものという表現だけになっているという状況の中で、さらに我々がここから具体的なことを、こうしてくれたら、ではこの法律でいいですかというのを地方側から言うのかどうかというのは判断だろうと。

2点、答えたでしょうか。

○重村栄委員長 よろしいですか。はい、駒崎部長。

○駒崎総務部長 若干、補足的な話をしたいと思います。

今、委員から既にお話がありましたように、もともとは出先機関改革の話から始まっております。国の出先機関は全部廃止するとなったときに、その事務をどうするかというのは、地方としてどう対応するかは、霞が関に集中させる、もう出先機関はなくなりますから、全部中央省庁に集まってしまうということをやるとするか、それとも、地方の自治体が頑張る自分たちでやるから、権限はくれと、必要な人員と財源もということになりますが、そこは判断です。そのいずれもよしとしないので、出先機関は存続してくれ、出先機関は改革しないでくれという判断もあるかと思えます。その中の議論として、今さら中央集権に戻って、中央集権を強化する方向で全部中央省庁に権限を集中させるという方向での判断には至らずに、出先機関を残してくれというか、地元で頑張るから地元でできることはさせてくださいというところから始まる、そこが基本的な議論だと思います。

松岡委員からお話がありましたように、中央政府が責任を持ってやるべき事務はございます。このいろんな法律がございませぬけれども、その法律の事務が全て出先機関でやっているかというのと、そうではなくて、中央政府が責任を持ってやっている部分と、出先の事務というのがございませぬ。地球温暖化の事務でも、大方針は中央政府が立てますけれども、出先でそれぞれの事業所ごとの検査でありますとか、事業所からのエネルギーの使用状況の報告をとって確認するという作業は出先でやっているということがあられるかもしれませぬ。

そうした事柄を出先でやっていることは、地元で東京に戻す必要はないんじゃないかというところが、そもそもの議論であったかと思っております。

したがって、それぞれの法律による事

務を地方が引き受けるとしても、本来、中央政府がやるべきことまで責任を負わされる、あるいはそこまで乗り込んでいくということではなかろうかというふうに思っております。

それと、ではその際にどうかということですが、1つの議論としては、中身を峻別して、これは東京でもいいから中央政府、国のほうでやってもらうべき仕事だという点と、地元の九州のことは九州でというふうに、中身を峻別するという考え方が出てまいります。前川委員のお考えは、そうかというふうに受けとめました。

ただ、それをやりますと莫大な時間と、恐らく国との権限の綱引き、権限の奪い合いになったり、あるいは仕事の押しつけ合いというふうなことになるかねませんので、ここは議論を早急に進める意味では、今まで福岡で済んでいた部分が東京まで行かないと話がつかないという事態にならないように、福岡で処理していた仕事、九州で処理していた仕事は九州の人間でやろうじゃないかというところで、中身を峻別せずに取り組んだというところがございます。そこがどうかということはあるので、それは今後、また、委員会の御意向なども伺いながら取り組んでまいりたいとは思いますが、そもそもの議論はそうであったかと。いいところ取りであるということであれば、多分そこは権限の奪い合い、仕事の押しつけ合いということになって、何年もかかるというふうなことを懸念したと思います。

それから、大西委員からお話がありましたような、中途半端な法律まで出してというところがございます。

これは迅速にもう対応する、一遍東京に集められた仕事を、また地方分権で地方にということ、これはまたなかなか大変なことになってしまいますので、迅速に時期を逸することなくという取り組みの部分と、一方で、

今この急な動きの中で拙速にやるのかという判断かと思えます。拙速なのか迅速なのかというところは、難しいところがございまして、我々としては時期を逃さずに声を上げていこうということに取り組んでいるところでございます。

我々執行部の考え方がベストだとか、これ以外にないというふうに思っているわけでは決してございませんので、今後とも御意見を伺いながらということで話を進めていきたい、皆さん方と意見を交わさせていただきたいと思えます。

それから委員長、もう1点、補足でよろしいでしょうか。

○重村栄委員長 はい、どうぞ。

○駒崎総務部長 先ほど前川委員から、本質的な質問が2点ございました。一部報道でも多少誤解があるようですので、この際補足をさせていただきたいと思えます。

1つは、持ち寄り事務の義務化に反対するという点についてでございます。道州制するのであれば、当然、都道府県の枠を取り払って九州全体、道州まあ「九州州」というか「九州府」というか、いろんな名称はあるかもしれませんが、そこで仕事を共通化してやるわけですから、持ち寄るのは当然なことでもあります。

ただ、今の時点、現状は先ほど申しましたように、出先機関改革で国の仕事を東京に吸い上げるか地元に残すかという議論をしているときに、これは地元でやりたいということを行っているときに、国の仕事をどうするかという話をしているときに、地方の事務を持ち寄るか持ち寄らないかという違うレベルの議論を持ち込んで、九州全体の合意が困難な状態に持ち込んで、いわばもう泥試合になって決着がつかないような状態にして、結果的には国の意向が通って東京に吸い上げてしま

うというふうなことになるのは、こちらとしては納得できないということで、今の時点で事務の持ち寄りを義務化するのは妥当な議論ではないのではないかと。道州制という将来の姿としては、事務は持ち寄ることになるんでしょうけれども、現時点の議論はそうではないので、国の仕事、出先機関の全廃の際に、その仕事をどこがどう扱うかということを経験しているときに、事務の持ち寄りという九州各県の分断工作のような主張についてはくみみしないというのが我々の反論であったかというふうに思っております。

行政の効率化を進めるのであれば、持ち寄りをすべきだという報道がございます。それは、そのとおりでと思います。ただ、その議論は決してしないと言っているわけではなくて、先ほど企画課長が申しましたように、持ち寄れる部分は持ち寄るんだけれども、それを国が義務化して持ち寄らないと、国からの国の出先機関の仕事を渡さないという論理は、それは論理が違うんじゃないか、違う議論をしているんじゃないかという点が1つございます。

それから最後に、交付金と交付税の話でございます。交付金が客観化されると、交付税にどんどん近づいていくんじゃないかということがございます。ただ、これはもう皆さん方に改めて申し上げるまでもないかもしれませんが、念のために申し上げます。先ほど財政課長は実態論を申し上げました。継続事業に事実上配分せざるを得ないので、というようなことを申し上げましたが、私のほうからは制度論を申し上げたいと思います。

補助金は国民負担のうち中央政府が取り上げた分、国の取り分を国の責任として地方に補助金として渡して、地方に仕事をさせる、仕事を促す、ある意味では地方の仕事を奨励するという部分がございますし、ある意味では地方の財政を支援しながら仕事を促進させるという部分がございます。これは、あくま

でも中央政府の取り分の一部を地方に回して仕事を支えるというふうな仕組みでございます。これは個別にやることのメリットは、全国金太郎あめみたいな客観的な指標で配ると、機械的に毎年同じ額が配分されるということになるんですが、地方の実情に応じて、例えば社会資本整備がおこなわれている地域に重点的に配分するとか、あるいは災害の危険が大きいところに手厚く配分するとか、メリハリをきかせることができる、地域の特性を反映して配分できるというのが補助金のメリットであります。マイナス面は、各地方自治体が分捕り合戦になって、市町村長や都道府県知事が例年のごとく、夏の概算要求のときでありますとか、年末の予算の決定、あるいは年度末の箇所づけの決定の際に何日も何日も陳情に行くというふうなことがある。その辺を緩和するために、補助金としての性格は残しながらも、縛りを緩和していこうと、縛りの緩やかな特定財源というふうな流れに持っていこうとしているのかと理解していただければと思います。

一方、交付税は国民負担のうち地方が当然取るべき分、地方政府の取り分をあらかじめ法律で決めている分でございます。これは純粋な一般財源であります。これは国に全くとやかく言われることなく、一旦国民が国税として納める分のうちの一定割合は、地方の取り分であるということの中でやっているものでございますので、決して中央政府の取り分の一部を政策的にもらうということではありませぬので、ここは交付金の客観化が進めば交付税と似てくるといふ外形的な部分は否定できませんけれども、本質は相当違うという点は御理解をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○松岡徹委員 今の部長のお話に関連して、そもそもこの地域主権改革の問題は、本来国がやるべきことを地方にというか、国の責任

を外す、それは義務付け・枠付けの問題が1つ。

これは代表質問で前川委員も言われた、やっぱりナショナルミニマムをどうするのかという問題が1つあります。それから、さっき私が申し上げた、本来国がやるべきものはやはり国がやると。

部長がおっしゃったけれども、東京に集中せいということを行っているんじゃないんですよ。例えば、熊本県の施設が熊本市にある、熊本市にも同じような施設がある、それは二重行政か。必ずしもそうは言えないというのが学識経験者なんかの指摘でもありました。やっぱり全県的に見た場合、そんなら荒尾にあったほうが二重行政でないのか。やっぱり熊本市にあったほうが交通の利便とか全県的な貢献という点ではいい面もあるわけですからね。それと同じように、やっぱり国がやるべきものを、九州にあるいは熊本に置いておっても、それは二重行政にはならないんですよね。だから、何か東京に全部集中せいと言っていることではないということ。

それからもう1つ。この前、九州の市長会のあれをやって、福岡の田川の市長さん、それから天草の安田市長が、どうもこのごろ大都市とかそういう話ばかりが先行して、田川の市長さんは、道州制になれば、もう一極集中がさらに進むとか、いろいろ……。それから安田市長は、そういう市町村のあれが脇に置かれているというか、そういう趣旨の発言をされておりましたね。やっぱり平成の大合併とか、この間の地方分権改革とかいう中で一番矛盾があるのは市町村なんですよ。ここはもうお金はない、そして人は減らすということで事務はまた移ってくるということで。私は田川の市長とか安田市長なんかのお話なんかは率直な声だろうと思う。今度のいわば九州広域行政機構の問題でも、県内の町村長さんたちみんなが異を唱えていらっしゃるのは、やっぱりそういうのが根底にあるん

じゃないかなと思うんですね。ですから、本当に地方分権とか地域主権とかいうならば、やっぱり住民に一番接している市町村の、いわば税財源や人の充実とか、そういうものにもっと焦点を当てて考えていく必要があるんじゃないかなということから……。これは意見です。もう答弁は要りません。

○重村栄委員長 今のは、御意見だそうでございます。

ほかに何か。

○荒木章博委員 条例制定権の1次、2次の一括で15項目今上がっておりますけれども、9月議会にまた次を上げていくという、幾つぐらいこれは計画されておるんですかね。

○重村栄委員長 どなたが答えますか。人事課長が答えますか。

○古閑人事課長 今、各所管課で検討されておりますけれども、各法律は15本でございますけれども、条例本数はちょっと30ぐらい……ちょっと正確ではございませんけれども、30幾つになる予定でございます。

○荒木章博委員 わかりました。

それと33ページの道州制推進の指定都市、市長連合会というのは、今度の4月20日ですか、これ構成メンバーには知事も、佐賀県、熊本の2県が入っていますけれども、これはよその県、九州各県はこれには入っていないのか、どういう……。これは大阪の橋下市長も発起人になっておりますけれども、どういうところに入ってないのかな。働きかけてあるのかな、それとも自主的、知った者だけでやっているのかな。そこだけ、ちょっとお尋ねします。

○坂本企画課長 岡山県知事から呼びかけが

あり、それに応じて入るという決定をしたということで聞いております。

ほかの県、九州内の県で入っているのは熊本と佐賀だけ、ここに書いてあるとおりであります。ほかがどういう検討をしたかというのは、そこまで聞いておりません。

○荒木章博委員 それでは、知った者だけ連絡して……、全部に一応かけたんでしょう。

○坂本企画課長 その確認は、岡山県のほうにはしておりません。

○荒木章博委員 では、確認をせずに知事は入られたんですか。九州と一体となってやられるということではないわけですね。（答弁なし）では、いいです。

もう1つ最後に、5月27日に州都をテーマにした未来会議がありましたけれども、これは、ここにおられる委員さんというのは、熊本県が任命をしている……。こういうのは1回だったですけれども、何度かやっていけるのか、ちょっとお尋ねします。

○坂本企画課長 県で任命というか、願いをした委員の方々でございます。

あと、この後3回程度開催して、年度内には州都構想について取りまとめをしたいと考えております。

○荒木章博委員 委員は、この未来会議という1つの中でやられておることですね。

この姜尚中さんとか東京組は欠席ですよ。これは日当が1万円ではちょっと……。名前だけ連ねておっても、来ない人を名前だけ連ねて未来会議、未来会議と言ってあっても、あごあしはもちろん出るでしょうけれども、日当が1万だもんだから、それで来られるのかなと僕は思っているわけですよ。知り

合いだから来られるでしょうけれども、今後やっぱりそういうところは、きちんと日程を調整して、せつかくこれだけのメンバーの、東京大学の情報教授を初め客員教授も入っているんですから、よろしく願いいたします。

維新塾生としては、大阪でこの州都問題については取り組んでおります。もちろん座談会初め橋下代表を中心としてやっていますので、積極的な対応をやっていただきたい、かように思っています。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。

○荒木章博委員 はい、要望です。

○松岡徹委員 今、課長が、年内にあと3回ぐらいでまとめるとおっしゃった。これは州都というのはある意味で当たり前だけれども、構想というのは当然、熊本市を軸にした州都でしょう。そうすると、結局は熊本市はずっと参加しないままにやるというわけですね。それは、やっぱり、私は熊本市民でもあるけれども、何かおかしな話、とにかく熊本を知らんよその人、御厨さんとか、そういう人たち、姜さん熊本を離れてはるか昔だからね。だから、そういう人でああだこうだと言って、ああだこうだといのは取り消すけれども、議論されたとしても、熊本市抜きにまとめるといふあり方は、やっぱりおかしいというふうに思うんですけれども、どうですか。あなたは答えにくいかもしれぬですけれども、率直なところまとまるんですか。

○坂本企画課長 「熊本」という表現をおっしゃいますが、イメージとしては……。熊本市から参加をということでございますが、例えば熊本市長をお呼びするというのは、当事者としてはなかなか難しいのかなということをおもんぱかってということを知事は、記者

会見ではそういう答え方をしています。

ただ、議論の中で、未来会議の中で熊本市の御意見を聞きたいとか、そういう話が盛り上がりれば呼びかけるということもあるのでしようねというような話が、この会議の中で出てきています。

○松岡徹委員 これは熊本市と決まっておらぬという不規則発言もあったけれども、やはり熊本市ですよ。課長だって熊本市を中心に……。

○前川収委員 熊本の道州制の州都が熊本市だということについては、何らかの機関か何らかの形の中で決められていたコンセンサスになっていますか。なっているか、なっていないかだけでいいですよ。

○内田政策審議監 熊本市ということで決めたということは、ありません。

○前川収委員 ないね。それだけでいいです。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑はこれもちまして終了いたします。

それでは続きまして、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、これもちまして第8回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長